第10回郵政改革関係政策会議

日時: 平成22年3月24日(水)12:15~12:45

場所:衆議院第1議員会館 第1会議室

○議題 郵政改革について

【大塚副大臣挨拶】

皆様お疲れ様でございます。まず、冒頭でお詫びを申し上げるが、今日の会議は、急遽昨日、招集させていただいた。既にニュース等でご存知のとおり、亀井大臣と原口大臣の両大臣が、この郵政改革に絡んで、貯金、保険の預入限度額と加入限度額、新しい日本郵政グループの出資比率について合意され、今朝8時30分に大臣が記者の皆様に正式発表するということで、出来るだけ早い段階に与党の皆様にもお伝えさせていただくということで、急遽の開催になったことを、まずはお詫びを申し上げさせていただきたい。

その上で、今から内容の説明をさせていただく。当然、先生方にも色々ご意見があろうかと思うが、今日の段階でご発言があれば、時間の許す範囲でお伺いをして、しっかりとした政策会議の時間を改めてとらせていただきたい。

その上で、お手元に、資料として両大臣の談話を配布しており、まず談話についてご説明させていただく。大事な点であるので、朗読させていただく。

(両大臣の談話を朗読した上で、)別紙について簡単にご説明させていただく。 限度額、出資比率については、大臣の専管事項ではあるが、参照すべきデータ として別紙のような内容はお伝えした。別紙の内容として、まず、限度額を決 定するに当たっての留意点を最初に2つ書いている。

1点目は、限度額については、①国民の貯蓄動向、②国民の利便性、③郵政 事業の今後の経営等を勘案して決定することが必要、という視点を記している。

2点目は、日本郵政グループの特徴、政府出資あるいは郵便局ネットワークを有していること、信金・信組等の中小地域金融機関や中小生損保への影響等を勘案して、合理的な説明が成り立つ水準とすることが重要、という視点を記している。

その上で、いくつかの参照値を記している。まず、大きな1については、個 人預貯金額及び個人保険契約金額の郵貯及び簡保を含むベースと除くベースの、 それぞれ1人当たり、それぞれ前回の限度額引上げから直近までの伸び率がど うなっているかという数字。

さらに、2の金融資産保有額、これは、もう他言は要しないと思うので、ご覧のとおりである。貯蓄目標額は、これは希望ということであり、全く貯蓄をもっていない方の希望も入っている。貯蓄保有世帯のみという統計はないので、ここは一行になっている。それから、定年退職金の支給額は、民間、公務員ご覧のような数字であり、民間については、企業規模別に見るともう少しいろんな数字があるが、あくまで参考として、その中の代表的な数字を出している。

このような参照データを基に、最終的には総合的に両大臣がご判断されたものと思う。若干推測も入るが、預入限度額が 2,000 万円ということであれば、前回変更の平成3年以降、19年が経過しているが、その19年間の民間の預貯金の伸び率をカバーした上で、かつ、大半の国民の皆さんの貯蓄に対するニーズを満たしうる水準であるとご判断されたのではないかと思う。

保険も同様に、1の④でご覧のような数字があるが、仮に今の 1,000 万円と 1,300 万円という比率、これに合理性があるかどうかは別にして、その比率を 2,000 万円に掛けると 2,600 万円になるわけであり、切りのいいところでお決め になられたのではないかと思う。

繰り返しになるが、預入限度額のほうは、平成3年の 11 月に 700 万円から 1,000 万円に変更になって 19 年ぶりのこと。保険については、昭和61 年に加入 4年目からが、1,000 万円から 1,300 万円に引き上げられて以来、24 年ぶりということになる。

以上が、今朝、9時半にプレスにリリースされた資料であり、あとは、ここまでの検討のフローチャートを若干伸ばしたものを今日はお配りさせていただいているが、まだゴールに到達したわけではない。今国会中に法案を提出し、成立をさせるために残された時間的余裕はあまりなくなってきているので、引き続き先生方のご指導いただくとともに闊達なご議論を賜りたい。

- 2点ある。1の(3)において、新しい限度額に移行した後の動向を見極めつつ、施行に合わせて所要の見直しを行うと書いているが、限度額について法律成立後さらに見直す余地があると、そういう理解でよいのか。それから、がん保険の話も一時出ていたが、それについて触れられていない。ここに書いている以外の新たな業務として拡大の余地があるのかないのか伺いたい。
- これまで我々が議論してきたユニバーサルサービスについて、この談話では 全く発表されていないが、それは問題ではないかと思う。

- 保険の第三分野はどうなるのか。それから、限度額もできれば撤廃してほしいということをずっと訴えており、この 2,000 万円あるいは 2,500 万円については若干不満。今後、経営状況等のいろいろな状況を見ながら、見直しをしていくということを盛り込んでいただきたい。また、これから法律、政令、省令において、郵政会社のサービス一つ一つが認可に係ったりすると、経営の自由度が非常に失われるので、是非その点ご配慮をいただきたい。
 - (答) (大塚副大臣)素案は素案として、今も議論のプラットホームとして生きているわけであり、素案の中に第三分野のことは、やっていただいたほうがいいのではないか、という書き方をしている。政策会議で承ってきた意見の中で、その部分はやらないほうがいいというご意見はなかったと記憶しているので、現時点では素案の方向性通りに考えているつもりであるが、それらについては、両大臣の談話の3にあるように、限度額、出資比率以外の要検討事項として、さらに詰めていくというポジションにあると思っている。

それから、限度額について、談話の1.(3)において、「新しい限度額に移行した後の動向を見極めつつ」と書かせていただいているが、これは、限度額の引き上げによって、非常に大きな影響が民間の金融機関に出るというご意見の方もおり、いや大して出ないのではないのか、というご意見の方もいらっしゃる。また、一つ事実関係として申し上げれば、財投改革が行われたことにより、かつてのように 0.8 という利ざやは維持されていないので、調達金利でかなり他の民間金融機関より高いレートを提示して集めるということもできなくなっているという変化もある。そうしたこと等を考えると、実際新しい限度額に移行した後どうなるかというのは、やはり政府としても、しっかり見届けなくては次のステップについて軽々に判断がしづらいだろうというご意思かと理解している。政務で議論をさせていただく時にもそういう議論は大臣ともさせていただいているので、最終的にそういうご意思だと思う。そのことが結果として、ご指摘にあった限度額撤廃がどのように扱われるのかという方向感を左右するものだと思っている。

それから、ユニバーサルサービスを堅持する、そして国民の皆様にこれを 提供するというのは、今回の改革の基本中の基本であるので、そのこと自身 は両大臣も含めて、今日の8時半からの記者会見でも冒頭、しっかりとご発 言をされている。ただ、この談話は、マスコミの皆様を中心に、この部分に かなり関心が集まっているので、こういう記述になってはいるが、ご指摘の あった点は最も大事な点であるので、現在作成中の法案の、第1条の目的、 あるいは第2条の理念にきっちり入ってくると思う。

- 今後、がん保険等々の第三分野を検討されるということであるが、こういう点と、加入限度額 2,500 万円がそぐわないのではないかなと思う。例えば、入院中は入院費 1 日 1 万円が、がん保険の通常の商品設定であるので、そういったがん保険の商品性と加入限度額がリンクしているのか、それともこの2,500 万はこれまでの養老保険のようなものを指すのか、教えていただきたい。
- 加入限度額引き上げに関わる保険契約の引受け体制、いわゆる危険選択の 体制がかんぽ生命においてどのようになっているのか、お示しいただきたい。
- こういう数字を談話として出すにあたって、国民の皆様に理解を求めないといけない。どういう方向性なのかということを、もう少し定性的に示していただきたい。もう一つは、これから郵便局、特に郵便局長会、あとは銀行、信金、農協、こういった方々にもご理解を求めていかないといけないと思うので、それに対してどのような説明をしていくべきなのかをご教示いただきたい。
 - (答) (大塚副大臣) まず、加入4年後の限度額と書いているが、何故このよ うになっているかというと、簡保は加入の際は無審査であるので、それだけ リスクの高い方が混入している可能性が高いことから、4年間見極めたとこ ろで、1,000 万円に300 万円プラスして1,300 万円までOKとする建付けに現 在なっており、その1,300万円が2,500万円になるということである。現在、 例えば特約で入院保証を付けたとしても、加入限度額はやはり 1,000 万円と なっているので、そういうものと連動させるということであれば、まさしく 特約の入院保証の加入限度額が 2,500 万円になると思う。ただ、事実関係と して申し上げれば、一昨年から、かんぽ生命は日本生命との業務提携による がん保険の新商品の認可申請を出している状態であり、この認可が下りてい ないという状態となっている。だから、これらの新しい商品の申請が、無審 査の保険と切り離して認可することになれば、場合によっては、この 2,500 万円とは違う数字が新商品の中で利用可能となる可能性は論理的にはあると 思う。ただ、今申し上げた特約の加入限度額の入院保証との連動等について は、まさしく3のところで書いたように、今後の要検討事項の一つであるの で、現状はそういう位置付けであるとご理解いただきたい。

そして、無審査で加入後4年経ったら、大丈夫ということで引き上げられるということと、新商品がこの上限と違う上限で販売されるということになれば、その段階でしっかりリスク審査ができるのかどうかが問われるわけであるので、そのことは課題として引き続き残っていると思う。法律で何か書くということよりも、日本郵政グループが事業体としてそういう体制を整え

られるかどうかということであるので、しっかりフォローしていく必要があると思っている。

それから、定性的にどういう方向になるのかというご質問があったが、こ れは次回以降の政策会議でもしっかり私共としてのスタンスをお示しすると 同時に、先生方とも議論をさせていただきたいと思うが、今回の郵政改革の 背景にあるのが、小泉政権下で当時の竹中大臣の下で行われた郵政民営化、 当時国会で私共や国民の皆様に説明していたように、民営化をすれば国民の 皆様にとって非常もに利便性が高まり、誰にも不便はお掛けしない、サービ スはもっと良くなると言っていた議論が、事実と違うということに基づいて 改革を行っているわけであるので、定性的には、やはり国民の皆様にとって より利便性の高い、しかも、先ほどご指摘いただいたように、これに加えて ユニバーサルサービスを安定的に国民の皆様に提供するという状態を定性的 に確保するための改革ということである。ただ、その一方で、政策会議で何 度か申し上げましたが、民間金融機関、ゆうちょ銀行、農協も含め金融シス テムの一部を形成しており、これらが総合的に金融システムということであ るので、ゆうちょ銀行が凄く発展するが、例えば、農協や信金は大変経営が 不安になるとか、あるいは、メガバンクが非常に強くなるが、ゆうちょ銀行 の経営が大変脆弱になるといった状態は、政府、政治として、国民の皆様に とって良くないことであるという立場であるので、やはり全体として、同業 他社、あるいは同じ分野を担っていく人達の理解も得なくてはならないと思 っている。したがって、こちらのフローチャートを見ていただくと、大臣ヒ アリングと書いているが、前回の9回目の政策会議を3月9日に行って以降、 亀井大臣が断続的に民間金融界の皆さんと議論を重ねてきており、その中で ご理解を得ようというご努力を、本当に頭が下がるほどやっておられたとい う認識である。しかしながら、民間金融界からは、引き続き反対意見が出続 けるであろうとも思うので、さらに理解を得るための説明活動を続けていく しかない、というのが実態だと考える。

- 先程の参議院予算委員会において、亀井大臣からこの談話についての答弁があり、今後はこれに基づいて限度額を引き上げていき、将来一定の時間が経ったところで、引き下げるか、引き上げるかということを検討するという内容の答弁であった。撤廃という言葉が無かったが、撤廃の可能性は依然としてあると理解をしていいかどうか、伺いたい。
- 株式売却凍結法においては、郵政改革の方向が定まるまで株式売却を凍結 するということであったが、例えば今回法律が成立する段階、もしくは成立

してから、株式公開を行っていく、そのような話はどの段階で出てくるのか、 検討しているのであれば教えていただきたい。

(答) (大塚副大臣) 新しい限度額に移行した後の動向を見極めて、施行に合わせて所要の見直しを行い、さらにその先があるのかというご質問について、今作っている法案の中には、現行法の104条、105条に該当するものを一応入れている。それは要するに、政治的に限度額を撤廃していいという判断がついた時には撤廃するという条項である。その条文自体は入れる方向で、今策定作業はしている。もちろん、最終的に入れたものを原案として皆様にお示しするかどうかは、内藤副大臣、長谷川政務官、田村政務官ともご相談しつつ、最後は大臣の判断になるので、現状の検討過程においては、論理的には撤廃も有り得るという形になって、作業が続いている。

凍結法は先の臨時国会で成立させていただいたが、いつまで凍結するのかという質問が野党からもあった。そのときに大臣もご答弁されているが、これは方向感が定まって、しかるべき時期には解除するということになっており、そのしかるべき時期がいつなのかということは、この残された検討事項の中に入っている、という理解をしている。今回作っている法律の中に、凍結法の解除規定を連動させて入れるのか、それとは全く別の話として、凍結法を廃止するという法案を起草して、何かのタイミングで廃止をするということであるのか、やり方はいろいろあると思うが、現状はそういう状況である。

株式を公開をするかどうかについては、あくまで日本郵政グループの判断に 関わる問題であり、政府が公開をしろ、公開するなということを法律に書き込むという方向で議論は進んでいない。

(田村政務官) 急なお知らせにも関わらず、お集まりをいただきありがとうございました。ご意見、ご質問がある方はたくさんいらっしゃると思うので、改めて政策会議のご案内をさせていただきたいと思う。本日はこれで終わらせていただく。ありがとうございました。

以上